平成２３年（フ）第７３０９号
大阪府高槻市深沢町１丁目23番６号
債務者　髙田　信子
1　決定年月日時　平成23年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７３１２号
大阪府枚方市三栗１丁目１番28―307号
債務者　山口久美子
1　決定年月日時　平成23年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７３１３号
大阪府高槻市津之江町３丁目29番５―305号
債務者　竹島　初恵
1　決定年月日時　平成23年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７３３８号
大阪府八尾市春日町４丁目６番18号　メゾン春日101号
債務者　笠松　貞子
1　決定年月日時　平成23年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７３４４号
大阪府茨木市庄２丁目25番23号
債務者　宮武　正彦
1　決定年月日時　平成23年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７３４９号
大阪市城東区今福西２丁目２番23号
債務者　川端かおる（旧姓岡田）
1　決定年月日時　平成23年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７３５０号
大阪市平野区長吉長原東２丁目５番11―104号
債務者　友景加奈子
1　決定年月日時　平成23年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７３７７号
大阪府吹田市南正雀４丁目５番６号
債務者　森下　智文
1　決定年月日時　平成23年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７３７８号
大阪市西区江戸堀２丁目３番11―301号、前住所堺市東区大美野８番地７
債務者　信原佳代子
1　決定年月日時　平成23年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７３８１号
大阪市住之江区北加賀屋５丁目１番３―2602号
債務者　宮本　和博
1　決定年月日時　平成23年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７４２８号
大阪市住吉区苅田８丁目12番24―302号
債務者　藤田　和廣
1　決定年月日時　平成23年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７４３３号
大阪市西区九条南３丁目６番22号　マーコスクーレ５－Ａ
債務者　太田　孝三
1　決定年月日時　平成23年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７４３８号
大阪府東大阪市西上小阪15番１―202号
債務者　福原　真弓
1　決定年月日時　平成23年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７４４２号
大阪府摂津市千里丘６丁目６番37―202号
債務者　若江　賢士
1　決定年月日時　平成23年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７４４５号
大阪市大正区千島２丁目４番４―931号
債務者　三野　久子
1　決定年月日時　平成23年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１３３号
青森県弘前市大字桔梗野１丁目５番地１、住民票上の住所青森県弘前市大字青山４丁目12番地１
債務者　三上賀與子
1　決定年月日時　平成23年11月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２３年（フ）第１７７号
青森県弘前市大字十腰内字猿沢338番地２
債務者　佐藤　忠義
1　決定年月日時　平成23年11月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２３年（フ）第１６５号
鹿児島県肝属郡肝付町波見1625番地
債務者　高吉　正子
1　決定年月日時　平成23年11月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係